

京都市公設小売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第138号

京都市公設小売市場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市公設小売市場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考1中「,京都市勧修公設小売市場,京都市七条公設小売市場,」を「及び」に改め,「及び京都市花園公設小売市場」及び「京都市丹波橋公設小売市場及び」を削る。

附 則

この規則は,平成16年4月1日から施行する。

(産業観光局商工部商業振興課)